

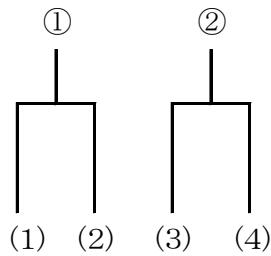
栃木県知事杯第57回栃木県社会人サッカー選手権大会

運営要項

- 1 注意事項
- (1) メンバー用紙・交代用紙は、県協会等の公式の物を使用し、フルネームで記入すること。
交代用紙は、監督のサイン等必要事項を必ず記入すること。
 - (3) 選手のエントリーは、試合開始30分前までに試合責任者にメンバー用紙を提出し、相手チームとも交換する。
 - (4) 試合球は検定5号球とし、両チーム持ち寄りとする。
 - (5) 競技者は、エントリー表に登録された色のユニホームで出場する。
なお、登録外のユニホームでの出場は認めない。
※正・副2着のユニホームを常時携帯すること。
 - (6) 会場の準備は、第1試合の両チームが1時間30分前に集合し、試合責任者の指導を受け、各チームの代表者が責任を持って行う。
 - (7) 会場の後片付けは、最終試合の両チームが試合責任者の指導を受け、各チームの代表者が責任を持って行う。
審判服・ユニホーム着用時は禁煙とする。
 - (9) 試合会場のゴミは、各チームが責任を持って処理する。
 - (10) チームの代表者又は責任者は、会場に到着したとき、速やかに試合責任者に報告し、指示を受けること。
 - (11) 準決勝、決勝戦での集合時間は2時間前に集合する事。
- 2 試合責任者
- (1) 試合開始1時間30分前に行き、会場準備に関する両チームへの指導・監督及び試合後の会場片付けの指導・監督を行う。
 - (2) 試合をスムーズに進行させるため、当該試合の『試合責任者』としての役割を果たすこと。
 - (3) トラブル発生時は、試合責任者が審判・チーム代表者を招集し、的確に対応すること。
 - (4) 試合開始30分前に両チームより提出されたメンバー表はエントリー表で確認すること。
 - (5) メンバー表の確認終了後、審判員と試合の確認を行う。
 - (6) 試合終了後、審判員に手当を渡し、所定の用紙に手当受領サインをもらう。
 - (7) 試合の結果を『試合結果表』に記入し、特に警告・退場者がある場合は、該当チームや主審に確認し、記入する。
主審担当者から『審判報告書』を受け取る。
 - (8) 最終試合の試合責任者は、全試合の試合結果を新聞社等に5時まで連絡し、『試合結果表』を大会事務局競技担当、『審判報告書』を大会事務局審判担当まで2日以内に送付すること。
※トラブル等は必ず当日電話にて大会事務局に報告すること。
※その他不明な点は、試合責任者行動基準による。

- 3 審判 (1) 準決勝の前の試合までは、各チーム2名ずつ登録審判員を出し、自チームの前後どちらかの試合の審判を担当する。

◆審判担当



審判担当

第①試合 (3)・(4)のチーム

第②試合 (1)・(2)のチーム

- (2) 試合を担当する審判員は、試合開始30分前までに集合し、十分打ち合わせを行う。また、審判服(上・下)・ストッキング・胸章を着用する。副審はフラッグを用意する。
- (3) 準決勝～決勝の試合は、県社会人連盟から審判員を派遣する。
各主審担当者は、試合終了後『審判報告書』を記入し、試合責任者に提出する。

4 その他

- (1) 審判及び試合責任者の1試合当たりの手当は下記の通りとする。

①審判	○一回戦から準決勝の前の試合	主 審	1,000円
	○準決勝	主 審	4,000円
		副 審	3,000円
		第四審	2,000円
②試合責任者			2,000円
③マッチコミッショナー(準決勝)			5,000円
④決勝戦の主審及びマッチの手当ては5.000円			

- (2) ベスト8で敗退したチームは、準決勝の運営に協力すること。
ベスト4で敗退したチームは、決勝の運営に協力すること。